

執行部への反問権・反論権の付与について（案）

1 付与の趣旨

反問権及び反論権を執行部に付与することで、議論の論点・争点の明確化が期待され、より一層市民に開かれた議会を目指すものです。

2 反問^{※1}及び反論^{※2}を行える場

本会議、常任委員会、特別委員会及び全員協議会

3 反問権及び反論権を行使できる者

議員又は委員の質問や質疑に対して答弁する者

4 反問権及び反論権の行使の許可

議長又は委員長は、反問権・反論権を行使できる者（以下「市長等」という。）からそれらの行使の意思が示された場合は、次の要件のいずれかに該当していることを確認したときは、これを許可するものとします。

（反問の場合）

- （1）市長等が議員又は委員の質問や質疑の趣旨、内容、背景又は根拠を確認する場合
- （2）市長等が議員又は委員の考え方を確認する場合

（反論の場合）

- （1）市長等が議員又は委員会からの条例の提案、議案の修正、政策提案その他意見に対する趣旨又は根拠を確認する場合
- （2）市長等が議員又は委員の考えを確認する場合
- （3）市長等が議員又は委員会からの条例の提案、議案の修正、政策提案その他意見に対して反対の意見を述べる場合

※1 「反問」とは、議員や委員からの質問又は質疑に対する趣旨や根拠などを確認するため、市長等が議員又は委員に質問することをいいます。

※2 「反論」とは、議員や委員会からの条例の提案、議案の修正、政策提案その他意見に対する趣旨や根拠を確認するため、市長等が質問または反対の意見を述べることをいいます。

5 付与する時期

平成30年第2回定例会から試行的に導入

6 運用等について

反論権・反問権に係る運用について、疑義又は協議が必要となる事項等が生じたときは、議会運営委員会において協議するとともに、引き続き、反問権・反論権を執行部に付与している県南6市議会の実施状況などを調査研究するものとします。

また、反論権・反問権を執行部に付与するにあたり、市長の理解を求め、これらを行行使できる者、付与する時期などについて、書面をもって申し入れます。

7 反問及び反論の運用指針

(1) 反問権又は反論権の行使について

反問権又は反論権を行行使する場合の手順は、次のとおりとする。

ア 反問権又は反論権を行行使しようとする者（以下「市長等」という。）は、挙手をし、議長又は委員長（以下「議長等」という。）から指名を受ける。

イ 指名を受けた後、反問又は反論（以下「反問等」という。）により確認したい又は意見を述べたい旨を議長等に告げ、許可を申し出る。

ウ 反問等の許可を得た後、市長等は、議員又は委員（以下「議員等」という。）に質問又は提案に対する反対の意見を述べる。

エ 議員等は、反問等に対する回答をした後、反問等に対する回答の終了を表明する。

(2) 反問等における質問時間について

議長又は委員長は、持ち時間制による質疑又は質問において、市長等が反問権又は反論権を行行使した場合にあっては、議事進行に支障がない範囲において、別に必要な時間を確保するものとする。

(3) 反問等への回答場所について

議員等は、反問等があったときは、次に掲げる場所において回答するものとする。

ア 本会議 質問席

イ 上記以外の会議 自席

8 反問・反論の具体的な運用例

議員(質問席) : [質問・質疑]

市長(自席) : 議長(市長挙手)

議長(議長席) : 市長(指名)

市長(自席) : ただいまの○番□□議員の質問(質疑)について、
(例1) 質問(質疑)の趣旨(根拠)を確認したいため、反問権の行使を許可願います。

(例2) 議員の考え方を確認したいため、反問権の行使を許可願います。

ただいまの○番□□議員の提案について、

(例3) 提案の趣旨(根拠)を確認したいため、反論権の行使を許可願います。

(例4) 議員の考えを確認したいため、反論権の行使を許可願います。

(例5) 反対の意見を述べるため、反論権の行使を許可願います。

議長(議長席) : ただいまの反問権(反論権)の行使の要求については、これを許可します。

事務局は、これより残時間(持ち時間)を停止してください。

市長。(要求者を指名)

市長(自席) : ○番□□議員の△△については、××ということの趣旨(根拠、考え方など)でよろしいですか。

議長(議長席) : ○番□□議員。(指名)

議員(質問席) : ただいまの市長からの反問(反論)について、お答えします。
△△については、●●ということです。以上で、反問(反論)に対する回答といたします。

議長(議長席) : 反問(反論)に対する回答がなされましたが、これでよろしいですか。

市長(自席) : (挙手)

議長(議長席) : 市長。(指名)

市長(自席) : これで反問(反論)を終了いたします。

議長(議長席) : 以上で反問権(反論権)の行使を終了いたします。

これより、質疑(一般質問)を再開いたします。事務局は、残時間の停止を解除してください。

○番□□議員。(指名)

9 県南10市議会において反問権を付与している6市議会のうち、これらを行使した実例がある石岡市、つくば市及び守谷市議会の案件等について

	会議の種類	許可年月日	要求者	案件等
石岡市	本会議	平成27年11月4日	市長	議案質疑の背景確認
	本会議	平成29年6月14日	市長	質問内容の確認
つくば市	本会議	平成27年6月22日	市長	議員の考え方の確認
	本会議	平成27年12月7日	市長	議員の考え方の確認
	本会議	平成27年12月10日	教育局長	議員の考え方の確認
守谷市	本会議	平成27年3月19日	副市長	根拠の確認
	本会議	平成27年12月4日	上下水道事務所長	質問内容の確認
	本会議	平成28年3月23日	市長	議員の考え方の確認
	本会議	平成29年3月16日	市長	質問内容の確認

※ 調査方法については、各市議会のホームページ上に掲載されている会議録で確認したものです。